

令和6年7月

第4回人吉市議会（臨時会）議案

人吉市

令和6年7月第4回人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件名
議第57号	令和6年度 人吉市一般会計補正予算（第3号）
議第58号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第59号	人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
報第8号	和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

- 議第 58 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 59 号 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 6 年 7 月 31 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第58号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 49 令和6年8月1日から令和6年9月30日までの間における市長及び教育長の給料月額を、別表第1の額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。
- 50 前項の規定の適用を受けている者が退職した場合における人吉市長等の退職手当の支給に関する条例第3条に規定する給料月額は、別表第1に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市長及び教育長の令和6年8月分及び9月分の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第59号

人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営単独住宅条例（令和2年人吉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「最長2年間」を「最長3年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

延長要件に該当する被災入居者の入居期間を延長することに伴い、条例の一部を改正するものである。

報第 8 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 9 号 損害の賠償について
（令和 6 年 7 月 18 日専決）

令和 6 年 7 月 31 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月18日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
43,560円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。